

前回部会（平成 25 年 6 月 11 日）等における指摘事項

番号	指 摘 事 項	都 市 計 画 決 定 権 者 の 考 え 方
1	準備書の 8-1-15 ページの調査地点 3 の風配図が、調査地点 1、2、4 の風配図の傾向と異なることについて、再度確認されたい。	調査地点 3 の風配図が他の風配図と異なる理由について、前回部会では「二方向（北西風と西風）からの風の収束地点になっていることにより風速が小さくなった可能性がある」としていましたが、専門家に再度確認し、「周辺の地形の影響を受けた可能性がある」と修正します。
2	準備書の 8-9-88 ページのオオタニシに対する予測結果において、ため池における工事の実施について記載されていることから、水質においても記載されるとよい。	準備書の 3-19 ページの事業実施段階における配慮事項や、準備書の 8-5-9 ページの環境保全措置の検討の状況に、水域内での工事の実施に際しては、河川、ため池等への濁水の流出防止に十分配慮することを記載します。
3	準備書の 8-9-15 ページにモグラの一種が示されており、日本にしかいない固有種である。こういった動物を保全されたい。	<p>主務省令の規定により、学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況や、地域を特徴づける生態系について環境影響の程度を把握しており、対象道路のルートについては、生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全の観点から、重要な動植物等の生息・生育地の改変を極力回避・低減できるよう配慮しています。</p> <p>また、事業実施段階においては工事施工ヤード及び工事用道路は対象道路の区域内を極力使用する計画とし、地形の改変量を抑えることに配慮することとしています。</p>
4	準備書の 8-9-104 ページでコオイムシ等の昆虫の環境保全措置として照明器具の改良を行うとしているが、LED ライトではほとんど昆虫が寄ってこないとのことであり、LED ライトを積極的に導入されたい。	照明の詳細設計の段階で検討することとしています。

番号	指 摘 事 項	都 市 計 画 決 定 権 者 の 考 え 方
5	<p>準備書の8-11-16ページに竹林の改変面積が0haと記されているが、知多半島において、竹林は保全すべきでなく、伐採したほうがよい。道路周辺の竹林を伐採することを検討されたい。</p> <p><u>さらに、道路建設により、地域（その周辺）の生態系の質が高まるような工夫を検討されたい。</u></p>	<p>準備書の8-11-20ページに示すとおり、低地～丘陵地の対象道路の区域内に含まれる竹林については伐採します。</p> <p>また、橋梁・高架の詳細設計においては重要な動植物等の生息・生育地に配慮した橋脚配置となるよう努めることや、切土・盛土構造となる区間における農道や水路等の付け替えにあたっては、自然環境に配慮し、できる限り動植物の生息・生育地の確保や行動圏の分断の回避に努めることとしています。</p>
6	<p><u>テンやホンドタヌキの移動経路の確保のために跨道橋及びボックスカルバートを活用するとしているが、動物の移動経路を考慮して設置すること。</u></p> <p><u>また、跨道橋及びボックスカルバートは、単なるコンクリートの橋やトンネルではなく、生態系ネットワークの形成を担うエコロジカルコリドーとなるよう配慮すること。</u></p>	<p>環境保全措置の内容として、生息環境となる樹林地内の土工部において、跨道橋及びボックスカルバートの活用により、テンやホンドタヌキの移動経路を確保します。また、侵入防止柵を設置することにより、移動経路となる横断構造物や橋梁桁下空間へ誘導を図り、道路上への侵入に伴うロードキルの回避・低減を図ります。</p> <p>なお、侵入防止柵や横断構造物の形状については、事業実施段階において、本種の習性を踏まえ、専門家の助言等をもとに検討することとしています。</p>
7	<p><u>盛土工の規模とその地盤（軟弱層が存在すると考えられる箇所）によっては、沈下が発生する可能性があり、周辺の住居や水田に影響を与えるおそれがあるのではないか。</u></p> <p><u>また、盛土構造から高架構造等に変更する余地はあるのか。</u></p>	<p>詳細設計の段階で、地質構造等を把握し、必要に応じ盛土構造による地盤沈下等の対策を行うこととしています。</p> <p>また、今後、詳細な測量や調査等を行ったうえで設計を行うため、その影響による地形の誤差等により構造の変更が生じる可能性はあります。</p>

注) 下線部は前回部会（平成25年6月11日）後に追加で指摘のあった内容